

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	上弓削地区 (上弓削)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の担い手不足。
農業従事者の高齢化。
70歳未満の農業従事者は少なく、新しい担い手の確保が困難。
各担い手が利用する農地が点在 集約化が必要。
地域の活性化を図るためそばの栽培・販売を行うが、新たな作物の取り組みが課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は、稲・そばを主要作物としつつ、ブドウも取り入れつつある。
ブドウ農場の拡大や新たな作物(模索中)に取り組みたい。
農地は法人や規模の大きい経営体に集約化を図り、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	－ ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を基本に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の所有者、担い手の話し合い。リーダーの育成。 所有者の丸投げ防止の啓蒙。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
毎年多面的活動組織で、拡張・コンクリート舗装など農道整備を企画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からも担い手となる農業者を確保することを想定しながら今後も協力体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布については、作業の効率化を図るため、有限会社南農機商会へ委託しながら取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間上弓削団地にて狩猟免許取得者確保(取得費用補助・罟の購入用補助)し、有害鳥獣の被害防止を図る。
⑧畔塗機・そば用コンバインに加えて、その他の農業用機器の集約化を進める。